

札幌市議団ニュース

2010年10月25日 No.24
日本共産党市議団事務局発行
電話 211-3221 FAX218-5124

決算特別委員会・論戦特集

坂本議員

院内介助

独自に運用基準を設け、制限解除を

障がいのある方が病院に行った場合、待ち時間のトイレ、検査室へ移動の時の介助、また認知症などの利用者の場合は、医師から診察内容を聞く同伴介助も欠かせません。ところが、こうした「見守り」や「付き添い」といったヘルパー院内介助は、介護保険の対象外にされています。利用者からも、病院側からも、「院内介助を介護保険の適用にしてほしい」という切実な声が上がっています。

質問に立った坂本恭子議員は「低い介護報酬のなか、老々介護、さらには認々介護も深刻化している。そもそも“施設から在宅へ”というなかで、在宅で生きていくために通院介助と院内介助が必要になる。大阪では、医療機関から要望の多い院内介助を「身体介助」とみなし、独自運用を行っている。今後の見直しにあたって、国や道に要望をしながらも、現在検討中の院内介助についての利用実態調査も踏まえ、保険者としての札幌市の責任を自覚し、院内介助の独自基準を設け、ぜひ弾力的な運用に踏み出してほしい」と強く求めました。(10/15)